

広島・小1 女児殺害:無期破棄、差し戻し「公判前審理不十分」 - - 高裁判決

広島市で05年11月、小学1年の木下あいりちゃん(当時7歳)が殺害された事件で、殺人罪などに問われたペルー国籍のホセ・マヌエル・トレス・ヤギ被告(36)の控訴審判決が9日、広島高裁であった。榎崎康英裁判長は「検察官調書の審理をせずに犯行現場を誤認しており、手続き上の法令違反は明らか」として、無期懲役(求刑・死刑)とした1審・広島地裁判決(06年7月)を破棄し、審理を地裁に差し戻した。【矢追健介】

判決は「(1審は)裁判の予定を優先するあまり、公判前整理手続きを十分せずに終結させた」と断じた。控訴審判決が同手続きでの地裁の判断について言及したのは異例。

判決によると、地裁は公判前整理手続きで、被告が犯行当日、自宅から毛布を持ち出していないと受け取れる検察官調書について、弁護側が任意性を争うために請求した証拠調べを却下した。

判決は、毛布に被害女児の毛髪などが付着しており、この供述が信用できるとすれば犯行現場は被告の自宅と認定できたと判断。現場を「被告の自宅アパートかその周辺」とした1審判決を事実誤認と批判し、証拠調べを却下した判断を「審理不十分」と結論づけた。

さらに、「現場が屋内か屋外かは犯行の経緯などにも影響する」とし、「犯行現場をあいまいなままにして量刑を判断するのは相当でない」とした。

1審判決によると、被告は05年11月22日午後0時50分ごろ、広島市安芸区矢野西4の自宅アパート前で女児に声をかけ、アパートに連れ込むなどし、首を絞めて殺害。遺体を近くの空き地に放置するなどした。

原告側、被告側双方は控訴。弁護側は「精神疾患により責任能力を喪失していた可能性は否定できない」と1審に続いて殺人と強制わいせつ致死罪について無罪を主張。検察側は、公判前整理手続きに間に合わなかった、被告がペルーで女児への強制わいせつの疑いなどで起訴された記録を証拠として提出、控訴審で一部が採用された。

父「つらい」

「(死刑か無期懲役か)いずれかの判決が出ると思っていた」。あいりちゃんの父建一さん(41)は裁判所近くで1人で会見に臨み、「想定外で残念」「極刑でなくても、受け入れる覚悟をして臨んでいた」と、言葉を選びながら話した。審理が差し戻されたことについて「遺族の苦しみが長引くのかと感じて非常につらい」と述べたが、「(差し戻し審では)真実が明らかになってほしい」と話した。

一方、被告側の弁護団も会見。井上明彦弁護士は「検察の主張にないことを高裁が職権で判断しているのは違法だ。原審の不手際がすべて被告人の不利になるリスクがある判決。上告を検討している」と述べた。

=====

解説

裁判員制度に影響も 慎重な運用求める

小1 女児殺害事件の広島高裁判決は、1 審で広島地裁が弁護側が被告の検察官調書に同意していないのに取り調べ請求を却下したことを、「公判前整理手続きの目的に反する」と批判。同手続きが連日行われたのに、「争点を顕在化させないまま終結した」と指摘した。

同手続きは裁判員制度が始まるのをにらみ、公判の迅速化を目指して05年11月に導入された。今回の事件では06年3～5月に8回行われ、初公判から2カ月足らずで1審判決が言い渡された。関西大の永田憲史准教授(刑事学)は「『早くやればよいというわけではない』という法曹界全体へのアピール」と高裁判決を評価する。

裁判員制度では国民から選ばれた裁判員6人が1審で重大事件の公判に参加、裁判官3人と有罪無罪の是非や量刑を決める。死刑などの判断を迫られる場合も予想され、不安の声もある。高裁判決は同手続きの慎重な運用を求めたもので、影響は大きい。【矢追健介】

=====

判決骨子

- 1 被告宅の毛布に被害者の毛髪と血が付着し、被告が毛布を持ち出していないという供述が信用できれば、犯行現場が特定できる。
- 2 検察官調書に毛布を持ち出していないと受け取れる供述があるが、地裁は公判前整理手続きで弁護側の証拠調べ請求を却下した。
- 3 このため地裁判決は犯行場所を誤認した。訴訟手続きの法令違反であり、この調書の証拠能力について審理を尽くす必要がある。

=====

ことば

広島小1 女児殺害事件

05年11月22日、広島市安芸区の空き地で段ボール箱に入った木下あいりちゃん(当時7歳)の遺体が見つかった。あいりちゃんは下校途中だった。殺人罪などに問われたペルー国籍のトレス・ヤギ被告に対し、06年7月の1審・広島地裁判決は無期懲役(求刑・死刑)を言い渡したが、「一生をもって償わせるのが相当」と異例の言及を行った。

毎日新聞 2008年12月10日 東京朝刊